

過去問プラス^{PLUS} 憲法 No. 2

国家一般職 2016

難易度 ★

頻出度 ★★



参考項目 憲法ザ・ベスト プラス #11 #16

問題

学問の自由及び教育を受ける権利に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、適切なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 憲法第 23 条の学問の自由は、学問的研究の自由とその研究結果の発表の自由を含み、学問の自由の保障は全ての国民に対してそれらの自由を保障するとともに、大学が学術の中心として真理探究を本質とすることから、特に大学におけるそれらの自由を保障することを趣旨とする。
- イ. 大学における学生の集会について、大学の許可した学内集会は、真に学問的な研究とその結果の発表のためのものでなくても、実社会の政治的社会的活動に当たる行為をする場合には、大学の有する特別の学問の自由と自治を享有する。
- ウ. 普通教育における学問の自由については、教師が公権力によって特定の意見のみを教授することを強制されない必要があることから、大学教育と同様、普通教育における教師にも完全な教授の自由が認められる。
- エ. 憲法第 26 条の規定の背後には、国民各自が、成長し、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、自ら学習することのできない子供は、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在すると考えられる。
- オ. 憲法は、子女の保護者に対して普通教育を受けさせる義務を定めていることから、憲法の義務教育を無償とする規定は、教育の対価たる授業料及び教科書その他教育に必要な費用を無償としなければならないことを定めたものと解すべきである。

- 1. ア、イ
- 2. ア、エ
- 3. イ、オ
- 4. ウ、エ
- 5. ウ、オ

正解 2

本問は、学問の自由と教育を受ける権利に関する基本的な知識を問う問題です。学問の自由は、判例の数が少ないので、教育を受ける権利と合わせて1問を作ってくるケースがほとんどです。ですから、勉強する際にもこの2つを一緒に勉強すると効率的です。

過去問プラス^{PLUS} 憲法 No. 2

解説

- ア. 適切である。判例は、学問の自由は、学問的研究の自由とその研究結果の発表の自由とを含むものであって、一面において、広く全ての国民に対してそれらの自由を保障するとともに、他面において、大学が学術の中心として深く真理を探究することを本質とすることにかんがみて、特に大学におけるそれらの自由を保障することを趣旨としたものである、としている（最大判昭 38・5・22、東大ポポロ事件）。
- イ. 適切でない。判例は、学生の集会が真に学問的な研究またはその結果の発表のためのものでなく、実社会の政治的社会的活動に当たる行為をする場合には、大学の有する特別の学問の自由と自治は享有しないといわなければならない、としている（最大判昭 38・5・22、東大ポポロ事件）。
- ウ. 適切でない。判例は、普通教育における教師につき、完全な教授の自由を認めることは到底許されない、とした（最大判昭 51・5・21、旭川学カテスト事件）。
- エ. 適切である。判例は、26 条について、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有し、特に子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に要求する権利を有するとの観念が存在している、としている（最大判昭 51・5・21、旭川学カテスト事件）。
- オ. 適切でない。憲法 26 条 2 項のいう「無償」とは、教育の対価である授業料の無償を定めたものであり、教科書その他教育に必要な費用を無償にするという意味ではない（最大判昭 39・2・26）。